350

勞秘第一七三八號

昭和三年十二月二十一日

警視總監 宮田光雄

内務大臣望月圭介殿

社會局長官殿

京都、大阪、各府知事殿

キレー紙堀内製紙株式會社ノ勞働爭議ニ

関スル件

（第四報）

要旨……爭議團ハ内部ニ動揺ナキ成増分工場附近ニ爭議團分團ヲ設ケ共同戰線ヲ張ルヘク積極行動ヲ開始セリ

の最工賃は二円五十錢であります平賃は一円七十錢以上であります 現に日本銀行及東京商工會議所共協統計各々業賃銀指数に対し比較的上位にある様ふ次第であります その上爭議團ありとなってゐる場所は独身者を世料宿泊せしめて居り其の上社宅もお話にならぬ位安價に貸し致して居ります 当工場は比較的従業者の移動が少なく先代堀内森太郎の設後工場内に報恩会なるものが組織せられ毎年その進悼會までも催されてゐる有様であります 其れ程家族的ふ工場に忌しい爭議の起りたことは二三年にまるものゝ廣場であって多数従業員諸君の真意でないことは了解して居る次第であります

右の様な様子であります 只管従業員諸君の及者と皆様のあらう解二十五年に致します次第であります

次第一之丈 十二月十六日

大阪府 永川万所

キレー紙堀内製紙株式會社